

道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める
意見書

(平成29年12月26日 原案可決)

道路は地域の発展や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、救急医療や災害時の緊急輸送など地域の安全・安心を確保し、豊かな暮らしを築くための貴重な社会資本でもあり、その整備・充実が強く求められます。

しかしながら、本市においては、国道・県道及び市道の整備はまだまだ遅れている状況であり、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備が急務となっていることに加え、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題にも直面しています。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、いわゆる道路財特法の規定による補助率の嵩上げ措置が平成29年度末で切れ、平成30年度から地方負担が増加することになれば、自治体運営にも多大な影響が生じるとともに、地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいる地方の努力に水を差すこととなります。

つきましては、今後も地域における道路整備を着実に推進するため、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう、さらなる拡充等の措置を講ずることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月26日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
財務大臣 総務大臣 国土交通大臣 宛

兵庫県篠山市議会

議長 渡辺 拓道